議案第7号

那須烏山市税条例の一部改正について

那須烏山市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めることについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和6年5月30日提出

那須烏山市長 川 俣 純 子

那須烏山市税条例の一部を改正する条例

令和 年 月 \exists 那須烏山市条例第

那須烏山市税条例(平成17年10月那須烏山市条例第71号)の一部を次の表のように改正する。

改 正 後

(寄附金税額控除)

第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314 条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は 次に掲げる寄附金を支出した場合に は、同項に規定するところにより控除すべき額(当 該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例 控除対象寄付金を支出した場合にあっては、当該控 除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下こ の項において「控除額」という。)をその者の第34 条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額 から控除するものとする。この場合において、当該 控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除 額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

(1) 次に掲げる寄附金 のうち、市内に主た る事務所を有する法人又は団体その他住民の福祉 の増進に寄与すると市長が認める法人又は団体で あって市長が別に指定するものに対するもの

ア~ク 略

ケ 所得税法第78条第2項第4号に規定する公益 信託の信託財産とするために支出した当該公益 信託事務に関連する寄附金

コ略

(2) 略

2 略

第56条 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは **第56条** 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは 第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産(独立 行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者 の養成所において直接教育の用に供するものに限 る。) について同項本文の規定の適用を受けようと する者は、土地については第1号及び第2号に、家 屋については第3号及び第4号に、償却資産につい ては第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告 書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若し くは私立学校法(昭和24年法律第270号)第152条第 5項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、 宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置する もの、医療法(昭和23年法律第205号)第31条の公的 医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する 医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一 般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号 の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条に おいて同じ。) に該当するものに限る。) 若しくは 一般財団法人(非営利型法人に該当するものに限

現 行

(寄附金税額控除)

第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314 条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は 次に掲げる寄附金若しくは金銭を支出した場合に は、同項に規定するところにより控除すべき額(当 該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例 控除対象寄付金を支出した場合にあっては、当該控 除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下こ の項において「控除額」という。)をその者の第34 条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額 から控除するものとする。この場合において、当該 控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除 額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

(1) 次に掲げる寄附金又は金銭のうち、市内に主た る事務所を有する法人又は団体その他住民の福祉 の増進に寄与すると市長が認める法人又は団体で あって市長が別に指定するものに対するもの

ア~ク 略

ケ 所得税法第78条第3項に規定する特定公益信 託の信託財産とするために支出した金銭

コ略

(2) 略

2 略

第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産(独立 行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者 の養成所において直接教育の用に供するものに限 る。) について同項本文の規定の適用を受けようと する者は、土地については第1号及び第2号に、家 屋については第3号及び第4号に、償却資産につい ては第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告 書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若し くは私立学校法(昭和24年法律第270号)第64条第4 項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、 宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置する もの、医療法(昭和23年法律第205号)第31条の公的 医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する 医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一 般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号 の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条に おいて同じ。) に該当するものに限る。) 若しくは 一般財団法人(非営利型法人に該当するものに限

る。)、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安 全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会 若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共 済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯 科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若し くは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団 法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するも の、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗 教法人で博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第 1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若し くは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの (以下この条において「学校法人等」という。) の 所有に属しないものである場合においては当該土 地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使 用させていることを証明する書面を添付して、市長 に提出しなければならない。

(1)~(6) 略

附 則

る。)、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安 全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会 若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共 済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯 科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若し くは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団 法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するも の、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗 教法人で博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第 1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若し くは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの (以下この条において「学校法人等」という。) の 所有に属しないものである場合においては当該土 地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使 用させていることを証明する書面を添付して、市長 に提出しなければならない。

(1)~(6) 略

附 則

(公益法人等に係る市民税の課税の特例)

第4条の2 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段(同条第6項から第10項まで及び第11項(同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定によりみなして適用する場合を含む。)の規定の適用を受けた同法第40条第3項に規定する公益法人等(同条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。)を同条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産(同法第40条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。)に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は維所得の金額に係る市民税の所得割を課する。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、公益信託に関する法律(令和6年法律第30号)の施行の日の属する年の翌年 1月1日から施行する。ただし、第56条の改正は、令和7年4月1日から施行する。 (市民税に関する経過措置)
- 2 所得税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第8号)附則第3条第1項の規定の適用がある場合におけるこの条例による改正後の第34条の7第1項(第1号ケに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第1号ケ中「寄附金」とあるのは、「寄附金(所得税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第8号)附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。)」とする。